

記載要領等	特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）
-------	-----------------------

《使用目的》

この明細書は、「山林についての相続税の納税猶予の継続届出書」又は「山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書」を提出する方が、租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 6 第 21 項又は第 23 項の規定により特例山林の明細及びその異動明細を届け出るために、これらの届出書に添付して使用してください。

《記載要領等》

- 1 「継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡日直前の基準日」における特例山林の合計額等」欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の 2 (1) に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の 1 (1) に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

（注） 価額については相続開始時点での相続税評価額を基に記載します。

- 2 「特例山林の異動状況」欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の 2 (2) に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の 1 (2) に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、異動事由については、租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 3 項各号及び第 4 項に掲げるいずれの事由に該当したかを記載してください。

（注） 価額については、相続開始時点での相続税評価額を記載してください。

- 3 「継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細」欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の 2 (3) に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の 1 (3) に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日や死亡日の翌日以後に到来する見込みである特例山林（租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 3 項各号及び第 4 項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していないものなど）がある場合には、備考欄に「○年○月○日譲渡」などのように、特例山林の異動見込みの概要を記載してください。

（注） 価額については相続開始時点での相続税評価額を記載してください。